

## 広島市立大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規定は、広島市立大学学則(平成6年広島市規則第62号)第6条第1項第1号の規定に基づき、広島市立大学附属図書館(以下「図書館」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、図書・学術雑誌及び視聴覚資料その他教育及び研究に必要な資料(以下「図書」という。)を収集、整理、保存し、閲覧に供するとともに、図書に関する情報の処理、提供のシステムを整備し、教職員及び学生の調査・研究に資することを目的とする。

(図書館運営委員会)

第3条 図書館に、図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館の管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 図書館の諸規程の制定改廃に関すること。
- (3) その他図書館に関する重要事項

第5条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 各学部が推薦する専任の教授1名
- (3) 語学センター長
- (4) 情報処理センター長
- (5) 事務局次長
- (6) 委員会が必要と認める者

2 委員(前項第2号及び第6号に掲げる委員に限る。以下「任命委員」という。)は、学長が任命する。

第6条 任命委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任命委員は、4月1日に任命されることを常例とする。ただし、4月1日以外の日に任命された委員の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第7条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第9条 委員長が必要と認めるときは委員以外の者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第10条 委員会の庶務は、図書館事務室において処理する。

第11条 委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委任規定)

第12条 この規定の施行に関し必要な事項は、図書館長が委員会に諮って定める。

附 則

この規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成10年4月1日から施行する。